

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の一部改正について

1 改正理由

- 次の厚生労働省令の施行に伴い関係する下記2の条例の一部改正を行う。
 (令和6年第1回区議会定例会に議案を提案予定)
- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)
 - (2) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第161号)

2 改正する条例

- ① 豊島区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
- ② 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- ③ 豊島区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- ④ 豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する条例

3 改正内容

主な改正内容	改正条例
上記1(1)に伴う改正	
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	
・指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たつての人員基準、区への情報提供の義務付け等	①
・テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うための要件	①④
・協力医療機関との連携体制の構築(協力医療機関の要件等)	②③
・新興感染症発生時等の医療機関との連携(発生時等の対応の取り決め等)	②③
・訪問系、通所系サービス等での身体的拘束等の禁止、緊急やむを得ず行う場合の記録の義務付け、及び多機能系サービスでの身体的拘束等の適正化の措置(委員会開催等、指針整備、研修の定期的な実施)の義務付け	①②③④
(2) 自立支援・重度化防止に係る取組の推進	
・ユニット型施設管理者における管理者研修受講の努力義務化	②
(3) 介護現場の生産性の向上・効率的なサービス提供の推進	
・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け	②③
・管理者の兼務範囲の明確化	②③④
(4) その他	
・運営等に係る重要事項を原則ウェブサイトに掲載することの義務付け	①②③④
・その他所要の規定整備	
上記1(2)に伴う改正	
・磁気ディスク等の特定の記録媒体を、「電磁的記録媒体」に改める。	①②③

4 施行期日

- 上記3の上記1(1)に伴う改正：令和6年4月1日(一部経過措置あり)
 上記3の上記1(2)に伴う改正：公布の日